

南関東防衛局達第 2 1 号

南関東防衛局における身分証明書の取扱いに関する達を次のように定める。

平成 1 9 年 9 月 1 日

南関東防衛局長 齊藤 敏夫

南関東防衛局における身分証明書の取扱いに関する達

改正 平成 2 1 年 4 月 1 日南関東防衛局達第 7 号

平成 2 3 年 7 月 2 8 日南関東防衛局達第 1 1 号

令和 2 年 1 2 月 2 3 日南関東防衛局達第 1 0 号

令和 6 年 2 月 5 日南関東防衛局達第 2 号

(目的)

第 1 条 この達は、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和 3 7 年防衛庁訓令第 6 6 号）第 2 3 条に規定する身分証明書の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(身分証明書の所持)

第 2 条 職員（自衛官を除き非常勤職員を含む。以下同じ。）は、常に身分証明書を所持し、正当な理由で提示を求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

2 職員は、身分証明書を亡失し、又は汚損しないよう十分注意し、かつ、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(身分証明書の様式等)

第 3 条 身分証明書の様式は、別記第 1 号様式のとおりとする。ただし、身分証明機能（隊員たる身分及びその身分を保有する個人であることを認証する機能をいう。以下同じ。）を有する個人番号カードである身分証明書の様式については、訓令第 2 3 条第 8 項によるものとする。

2 身分証明書は、発行の日から 1 0 年ごとに更新するものとする。ただし、個人番号カードである身分証明書にあっては、個人番号カードの有効期限とする。

3 身分証明書の発行番号は一連番号とし、一度使用した番号は、次に更新するまでの間、再度使用しないものとする。

4 身分証明書に貼り付ける写真は、発行の日前 3 月以内に撮影した、脱帽正面向き上半身のものでなければならない。

(発行責任者)

第4条 身分証明書、個人番号カードである身分証明書及び臨時身分証明書の発行事務の責任者は、南関東防衛局総務部長（以下「発行責任者」という。）とする。

2 発行責任者は、身分証明書、個人番号カードである身分証明書及び臨時身分証明書の発行及び管理に関する事務を行うときは、補助者を指定し、これを行わせることができる。

(身分証明書及び個人番号カードである身分証明書の発行)

第5条 発行責任者は、訓令に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに身分証明書もしくは個人番号カードである身分証明書を発行するものとする。

(1) 採用、異動等により新たに職員となったとき。

(2) 個人番号カードの交付を受けたとき。

2 発行責任者は、別記第2号様式による身分証明書発行簿を備え、身分証明書を発行するときは、それに登録し、発行を受けた職員に署名させるものとする。

3 発行責任者は、身分証明書用紙の保管及び出納の状況を明らかにしておかなければならない。

4 発行責任者は、職員から提供を受けた個人番号カードに身分証明機能を付与した後、直ちに個人番号カードを職員に返還するとともに、マスキングカード及びカードケースを貸与するものとする。

5 職員は、マスキングカードの貸与を受けたときは、直ちにマスキングカードのサインパネル欄に自署にて氏名を記入し、カードケースに個人番号カードである身分証明書及びマスキングカードを格納するものとする。

6 発行責任者は、身分証明書を発行する場合において、個人番号カード記載と異なる姓を使用する職員に対し、訓令第23条第4項の規定の例によりマスキングカードを貸与するものとする。

(身分証明書及び個人番号カードである身分証明書を亡失又は汚損等した場合の取扱い)

第6条 発行責任者は、職員が次の各号のいずれかに該当したときは、その者に対して身分証明書を再発行するものとする。

(1) 身分証明書を亡失又は汚損したとき。

(2) 身分証明書の記載事項に異動があったとき。

- (3) 容ぼうが貼り付けた写真と相違し、本人であることが確認できなくなったとき。
- 2 職員は、前項第1号に掲げる場合に該当したときは、別記第3号様式による身分証明書等再発行願を発行責任者に提出しなければならない。
  - 3 職員は、第1項第2号及び第3号に掲げる場合に該当したときは、再発行を受ける前に、現に所持する身分証明書を発行責任者に返納しなければならない。
  - 4 発行責任者は、前項の規定により身分証明書等再発行願の提出を受けた場合は、必要に応じて、個人番号カードである身分証明書の身分証明機能の失効に必要な措置を講じなければならない。
  - 5 発行責任者は、第2項の規定により身分証明書等再発行願の提出を受けた場合は、必要に応じて、新たにマスキングカード及びカードケースを貸与するものとする。

(身分証明書、マスキングカード及びカードケースの返納等)

第7条 職員は、次の各号に掲げる場合には、直ちに身分証明書、マスキングカード及びカードケースを発行責任者に返納しなければならない。

- (1) 職員が退職した場合。
  - (2) 職員が第3条第2項による期限満了に伴う身分証明書の更新をした場合。
  - (3) 職員が個人番号カードである身分証明書の発行責任者を異にする異動をし、異動先で新たに個人番号カードである身分証明書の交付を受けた場合。
  - (4) 職員が他府省等に出向した場合。
  - (5) 新たにマスキングカード又はカードケースを貸与された場合。
- 2 発行責任者は、前項第1項の規定により返納を受けた場合は、直ちに身分証明機能の失効に必要な措置を講じなければならない。

(臨時身分証明書)

第8条 発行責任者は、訓令第23条第7項の規定に基づき、職員から別記第4号様式の臨時身分証明書の発行申請を受けた場合は、別記第5号様式に規定する臨時身分証明書を発行するものとする。

- 2 臨時身分証明書の有効期限は、発行の日から6箇月とする。
- 3 臨時身分証明書に張り付ける写真は、発行の日前3箇月以内に撮影した、脱帽正面向き上半身のものでなければならない。
- 4 職員は個人番号カードである身分証明書の交付を受けたときは、速やかに臨時身分証明書を返納しなければならない。

(臨時身分証明書を亡失又は汚損等した場合の取扱い)

第9条 臨時身分証明書の交付を受けた職員が臨時身分証明書を亡失又は汚損等した場合の取扱いについては、第6条の規定の例による。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年南関東防衛局達第7号）

- 1 この達は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際現に存する身分証明書は、当分の間、使用できるものとする。

附 則（平成23年南関東防衛局達第11号）

この達は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（令和3年南関東防衛局達第10号）

この達は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和6年南関東防衛局達第2号）

- 1 この達は、令和6年2月5日から施行する。
- 2 この達による改正前の南関東防衛局における身分証明書の取扱いに関する達第5条の規定により発行された身分証明書（以下「旧身分証明書」という。）は、当該旧身分証明書の有効期限が到来する日又はこの達による改正後の南関東防衛局における身分証明書の取扱いに関する達第5条の規定により発行された身分証明書（以下「新身分証明書」という。）が発行された日のいずれか早い日までの間、なおその効力を有する。
- 3 新身分証明書を発行した職員において、引き続き旧身分証明書を併用する必要があると認められるときは、これを保有することができる

(別記)

第1号様式 (第3条関係)

寸法の数字はミリメートル

85  
79  
24

60  
54  
30

写真  
(刻印)

身分証明書

防衛省 Ministry of Defense  
Government of Japan

氏名 (NAME)

南関東防衛局長

局長印

上記の者は、南関東防衛局の職員であることを証明する。  
(有効期限：令和 年 月 日)

(表)

85  
79

60  
54

発行番号 第 号

生年月日 昭和 年 月 日  
(DATE OF BIRTH) \*\* \*\* \*\* \*\* \*\* \*\* \*\* \*\* \*\* \*

注意事項

- 1 この証明書は、職務に従事するときは、常に所持しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書は、南関東防衛局の職員でなくなったときは、直ちに返納しなければならない。
- 4 この証明書の記載事項に変更等があったときは、再発行を受けなければならない。
- 5 この証明書の紛失時は、発行機関まで速やかに届け出ること。

【この証明書を拾得された方は、発行機関まで連絡ください。】

発行機関：南関東防衛局 TEL 045-211-7133

(裏)

- 注： 1 生年月日欄中「昭和」は、適宜「平成」に置き換えること。  
2 (DATE OF BIRTH) 欄には、日、月（英語3字略記）及び西暦を記載すること。



第3号様式（第6条関係）

年 月 日

南関東防衛局総務部長 殿

職又は所属

官 名

氏 名

身分証明書等再発行願

私は、下記理由により、  
〔身分証明書  
臨時身分証明書〕の再発行をお願いします。

記

（理由）

注1：汚損等のときは、その汚損等した身分証明書を添付すること。

注2：亡失、汚損のときは、理由欄に亡失、汚損の日時、場所、経緯及び亡失後にとった措置について記載すること。

年 月 日

所属部課長等 職 名

氏 名

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

南関東防衛局総務部長 殿

職又は所属

官 名

氏 名

臨時身分証明書発行申請

私は、下記理由により臨時身分証明書の発行を申請いたします。

記

(理由)

年 月 日

所属部課長等 職 名

氏 名



第5号様式（第8条関係）

第0123456号

臨時身分証明書

官 名：  
氏 名：  
有効期限：  
上記の者は、防衛省の職員であることを証明する  
発 行 者：  
発行機関：  
TEL

南 関 東 防 衛 局 長

縦：3.5センチメートル

横：2.5センチメートル

縦：5.5センチメートル

横：8.5センチメートル

生年月日：  
注意事項

- 他人への貸与・譲渡は行わないこと
- マイナンバーカードを取得した場合は、速やかに発行機関へ返却すること
- 紛失時は、表面記載の発行機関まで速やかに届け出ること

※このカードを取得した方は、表面の機関までご連絡ください。